

「健康ビジネス連峰シンボルマーク」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、健康ビジネス連峰を広く周知し、健康関連ビジネスに取り組む者の意欲の喚起及び社会的な機運醸成を図ることを目的に、健康ビジネス連峰シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）を使用させる場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(シンボルマークの使用)

第2条 シンボルマークを使用できる者及びその者の使用できる対象は下表のとおりとする。

使用できる者	使用できる対象
県および県の外郭団体(以下、「県等」という。)の支援を受けている者。	県等から支援を受けている健康関連ビジネスにより提供される商品、サービス等を広報する各種媒体。ただし、商品への使用はできない。
健康ビジネス連峰を推進するため、特にシンボルマークを使用することが適当と認められる者。	シンボルマークを使用することが適当と認められる媒体。ただし、商品への使用はできない。

2 シンボルマークを使用する場合は、本規程及び別紙「健康ビジネス連峰シンボルマークデザインマニュアル」に従って使用しなければならない。

(使用申請)

第3条 シンボルマークを使用しようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(使用承認)

第4条 知事は前条の申請書が提出されたときは、使用目的、使用期間、使用媒体等について審査し、適当と認められる場合は承認するものとする。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、承認しない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合。
- (4) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用されるおそれがある場合。
- (5) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

(承認の取消)

第5条 県は不適正なシンボルマークの使用が認められた場合、使用者に対して、その使用の承認を取り消すことができる。

前項により使用の承認を取り消したときは、その旨を県のホームページ等を通じて公表する。

(使用者の責務)

第6条 使用者は広報媒体にシンボルマークを使用する商品、サービスについて、品質の担保及び消費者の信頼確保に努めるとともに、健康ビジネス連峰の推進に協力しなければならない。

(シンボルマークに関わる権利)

第7条 シンボルマークに関する一切の権利は、新潟県に帰属する。

附則

本規程は、平成19年7月11日から施行する。

本規程は、平成20年3月19日から施行する。